



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日
(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 地域森林計画の案の縦覧（森林管理課）…………… 1
- 地域森林計画の変更案の縦覧・2件（森林管理課）…………… 1
- 民有保安林の指定の解除の予定（森林管理課）…………… 2
- 漁船損害等補償法に基づく付保義務の消滅（水産課）…………… 2

公 告

- 建設業者の許可の取消し（技術・建設業課）…………… 2
- 都市計画の変更の案の縦覧（都市計画・モノレール課）…………… 4

告 示

沖縄県告示第390号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定により、沖縄北部地域森林計画区に係る地域森林計画をたてる予定であるので、当該地域森林計画の案を縦覧に供する。

令和5年11月17日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 森林計画区の名称 沖縄北部地域森林計画区（名護市一円、国頭郡一円並びに島尻郡伊平屋村及び伊是名村）
- 2 縦覧に供する書類の名称 沖縄北部地域森林計画書（案）
- 3 縦覧場所 沖縄県農林水産部森林管理課及び沖縄県北部農林水産振興センター森林整備保全課
- 4 縦覧期間 令和5年11月17日から同年12月15日まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）
- 5 意見書の提出方法及び提出期限 当該地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に理由を付した文書をもって意見を申し立てることができる。意見書は、沖縄県農林水産部森林管理課又は沖縄県北部農林水産振興センター森林整備保全課に提出すること。

沖縄県告示第391号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定により、沖縄中南部地域森林計画区に係る地域森林計画を変更する予定であるので、当該地域森林計画の変更案を縦覧に供する。

令和5年11月17日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 森林計画区の名称 沖縄中南部地域森林計画区（那覇市一円、宜野湾市一円、浦添市一円、糸満市一円、沖縄市一円、豊見城市一円、うるま市一円、南城市一円、中頭郡一円並びに島尻郡のうち伊平屋村及び伊是名村を除く地域）
- 2 縦覧に供する書類の名称 沖縄中南部地域森林計画変更計画書（案）
- 3 縦覧場所 沖縄県農林水産部森林管理課及び沖縄県南部林業事務所
- 4 縦覧期間 令和5年11月17日から同年12月15日まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）
- 5 意見書の提出方法及び提出期限 当該地域森林計画の変更案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に理由を付した文書をもって意見を申し立てることができる。意見書は、沖縄県農林水産部森林管理課又は沖縄県南部林業事務所に提出すること。

沖縄県告示第392号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定により、宮古八重山地域森林計画区に係る地域森林計画を変更する予定であるので、当該地域森林計画の変更案を縦覧に供する。

令和5年11月17日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 森林計画区の名称 宮古八重山地域森林計画区（石垣市一円、宮古島市一円、宮古郡一円及び八重山郡一円）
- 2 縦覧に供する書類の名称 宮古八重山地域森林計画変更計画書（案）
- 3 縦覧場所 沖縄県農林水産部森林管理課、沖縄県宮古農林水産振興センター農林水産整備課及び沖縄県八重山農林水産振興センター農林水産整備課
- 4 縦覧期間 令和5年11月17日から同年12月15日まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）
- 5 意見書の提出方法及び提出期限 当該地域森林計画の変更案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に理由を付した文書をもって意見を申し立てることができる。意見書は、沖縄県農林水産部森林管理課、沖縄県宮古農林水産振興センター農林水産整備課又は沖縄県八重山農林水産振興センター農林水産整備課に提出すること。

沖縄県告示第393号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

令和5年11月17日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 解除予定保安林の所在場所 名護市字久志久富198番2・198番11（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、198番10
- 2 保安林として指定された目的 風害の防備
- 3 解除の理由 公共施設用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県農林水産部森林管理課及び沖縄県北部農林水産振興センター森林整備保全課において縦覧に供する。）

沖縄県告示第394号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、令和元年沖縄県告示第406号で同意の認定をした沖縄加入区について普通損害保険に付すべき義務が消滅した。

令和5年11月17日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

公 告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、建設業者の許可を次のとおり取り消した。

令和5年11月17日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 (1) 処分をした年月日 令和5年5月2日
- (2) 商号名 株式会社オアシス
- (3) 代表者名 比嘉秀樹
- (4) 所在地 宜野湾市真栄原三丁目31番21号
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-1）第9646号

- (6) 処分の内容 許可した業種のうち土木工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、管工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、建具工事業、水道施設工事業及び解体工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 令和5年5月2日付けで、建設業法第12条に基づき土木工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、管工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、建具工事業、水道施設工事業及び解体工事業を廃止した旨の届出があった。
- 2(1) 処分をした年月日 令和5年5月2日
- (2) 商号名 株式会社M・コーポレーション
- (3) 代表者名 上原純菜
- (4) 所在地 沖縄市知花三丁目12番3号
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-4) 第14618号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち管工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 令和5年5月2日付けで、建設業法第12条に基づき管工事業を廃止した旨の届出があった。
- 3(1) 処分をした年月日 令和5年5月10日
- (2) 商号名 イーエヌ建設株式会社
- (3) 代表者名 西岡英治
- (4) 所在地 那覇市泉崎2丁目103番地15、ぐりんハイム1F
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-4) 第13184号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち土木工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 令和5年5月10日付けで、建設業法第12条に基づき土木工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があった。
- 4(1) 処分をした年月日 令和5年5月11日
- (2) 商号名 株式会社大晃
- (3) 代表者名 上里直史
- (4) 所在地 石垣市字登野城595番地5
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-30) 第3385号
- (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 令和5年5月11日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 5(1) 処分をした年月日 令和5年5月12日
- (2) 商号名 有限会社ブンキョウ技研
- (3) 代表者名 照屋齊
- (4) 所在地 浦添市安波茶三丁目5番10号
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-3) 第11013号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち管工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 令和5年5月12日付けで、建設業法第12条に基づき管工事業を廃止した旨の届出があった。
- 6(1) 処分をした年月日 令和5年5月16日
- (2) 商号名 有限会社北栄建設
- (3) 代表者名 座間味栄文
- (4) 所在地 名護市字屋部843番地
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-4) 第8303号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち造園工事業に関する特定建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 令和5年5月16日付けで、建設業法第12条に基づき造園工事業を廃止した旨の届出があった。

- 7(1) 処分をした年月日 令和5年6月8日
- (2) 商号名 株式会社久和建創
- (3) 代表者名 久保田秀明
- (4) 所在地 うるま市与那城饒辺338番地1
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-2)第6227号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 令和5年6月8日付けで、建設業法第12条に基づき建築工事業を廃止した旨の届出があった。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、那覇広域都市計画区域区分を変更しようとするので、次のとおり当該都市計画の案を縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和5年11月17日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 都市計画の名称 区域区分（真栄里地区及び板良敷沿岸線沿道地区）
- 2 都市計画を変更する土地の区域 糸満市字真栄里並びに与那原町字与那原及び字板良敷
- 3 縦覧期間 令和5年11月17日から同年12月1日まで
- 4 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課、糸満市建設部まちづくり課及び与那原町まちづくり課
- 5 意見書の提出先 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 文進印刷株式会社 〒901-0416 八重瀬町字宜次706番地4
---	---